

福島県地域医療構想検討課題調査業務 公募要領

1 事業の目的

本県の構想区域毎の将来医療需要を含む難度の高い各種のデータ分析を行うとともに、地域での理解を深めるため、専門的かつ高度な知見を有し、効率的かつ効果的に業務を支援することができる事業者により業務を委託することにより、地域の検討課題を明確化し、各地域の地域医療構想調整会議の議論を活発化させるための基礎データとなる資料を作成の上、各地域に提示することで、本県の地域医療構想を推進することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

福島県地域医療構想検討課題調査業務

(2) 契約締結予定日

令和4年5月25日(水)

(3) 契約期間

令和4年5月25日から令和5年3月31日まで

(4) 契約企業選定方法

提案資料提出及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式
契約候補者の選定方法は別掲の審査基準のとおり

(5) 委託業務の内容

本要領並びに別紙「福島県地域医療構想検討課題調査業務仕様書」を参照。

3 提案資料作成に係る見積限度額

40,000,000円

※ 上記の金額以下で契約した場合、確実に実施可能な提案をしてください。

※ 上記の金額には消費税及び地方消費税の額を含みます。

4 本派遣業務に関する質問

本派遣業務に関し、質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。なお、審査を公正に実施する上で、回答しかねる場合がありますので、御承知おきください。

(1) 質問書の受付期限

令和4年4月26日(火) 17:00まで (必着)

(2) 受付方法

質問書(様式1)を事務局に持参するほか、「11 連絡先」への郵送、FAX
又は電子メールでも受け付けます。

なお、FAX又は電子メールによる場合は、必ず質問書を送信する旨「11 連

絡先」に電話で連絡してください。郵送、FAX又は電子メールによる場合も受付期日内必着とします。

(3) 回答方法

令和4年4月28日(木)までに、県地域医療課ホームページに掲載します。

5 プロポーザル参加の意思表示等

(1) 参加要件

参加を希望する場合は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- キ 国または地方公共団体が発注する地域医療構想推進支援にかかる業務につい

て過去3年のうちに履行実績があり、確実に履行できる者であること。

- ク 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者。もしくは、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

(2) 参加申込の受付期日

令和4年5月6日（金）17：00まで（期限内必着とします）

(3) 参加申込の受付方法

下記ア～エの書類を、下記の「1.1 連絡先」へ郵送するか持参してください。

- ア 参加表明書（様式2） 1部
イ 企画提案参加要件に係る宣誓書（様式3） 1部
（※両面印刷とし紙1枚で提出すること）
ウ 本公募要領5（1）キに規定の履行実績が確認できる契約書の写し 1部
エ 本公募要領5（1）クの要件を満たしていることを証する資料 1部

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式） 正本1部及び副本5部
企画提案書の作成に当たっては、本公募要項及び仕様書の内容を十分踏まえた上で、下記の内容を盛り込むこと。
（ア）本業務にかかる企画内容
（イ）情報管理への取組
（ウ）独自提案
（エ）業務実施体制
（オ）同様の業務を履行した実績・ノウハウ

- イ 参考見積書（任意様式） 正本1部及び副本5部
見積額が上記「3 提案資料作成に係る見積限度額」に定める額を超えた場合は、本業務の契約を行うことができず、無効（企画提案に参加することができない）となるので、注意すること。

(2) 審査基準

審査基準は別紙「福島県地域医療構想検討課題調査業務 審査基準」のとおりとする。

(3) 企画提案書記載要領

企画提案書の作成に当たっては、下記のとおりとすること。

- ア Microsoft PowerPoint を横書きで使用。

イ 編綴はA4版・カラー両面印刷(2-up以上不可)、16枚以内とし、長辺綴じ、左上ホチキス止めとする。

(4) 企画提案書及び参考見積書の提出期日

令和4年5月9日(月) 17:00まで (期限内必着とします)

(5) 企画提案書及び参考見積書の受付方法

「11 連絡先」へ郵送するか持参してください。

(6) 審査会(プレゼンテーション)

企画提案にかかる審査会は下記のとおり行う。

参加者は、企画提案にかかるプレゼンテーションをすること。

ア 開催方法

ZOOMを使用したオンライン形式とする。

イ 日時

令和4年5月11日(水) ※詳細な時間帯については別途参加者へ連絡

7 失格事由

(1) 次の各号のいずれかに該当する企画提案書は失格とします。

ア 本公募要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 本プロポーザルの委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。

イ 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。

ウ 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。

エ 書類に虚偽の記載があったとき。

オ 企画提案にあたって、複数案を掲示し県に判断を委ねる行為があったとき。

カ その他応募者として適切でない行為をしたと審査会が判断したとき。

8 審査結果通知

審査結果は令和4年5月13日(金)以降に県地域医療課ホームページにて公表するとともに、全ての提案者に審査結果を電子メールまたは電話でお知らせします。

9 スケジュール

(1) 公募要領の公表

令和4年4月19日(火)

(2) 質問書の受付締切

令和4年4月26日(火)

- | | |
|---------------------|--------------|
| (3) 質問書の回答 | 令和4年4月28日(木) |
| (4) 公募締切(参加申込の受付期限) | 令和4年5月6日(金) |
| (5) 提案書類・参考見積書締切 | 令和4年5月9日(月) |
| (6) 審査会(オンライン) | 令和4年5月11日(水) |
| (7) 審査結果の公表 | 令和4年5月13日(金) |
| (8) 契約締結 | 令和4年5月25日(水) |

10 その他

(1) 契約について

- ア 採用となった提案者と単独随意契約を締結しますが、契約時には、提案があった企画提案内容を一部変更する場合があります。
- イ 評価内容の担保について、企画競争により契約相手候補を決めた後、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に仕様書の協議を行うこととします。
- ウ 評価内容の担保について、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

(2) その他

- ア 企画提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、企画提案書等の提出された書類は、提案者の採用・不採用に関わらず返却しません。
- イ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。
- ウ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、福島県情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非公開部分を除き開示することとなります。
- エ プロポーザルに係る経費は提案者の負担とし、県はこれを負担しません。

11 連絡先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎5階
福島県保健福祉部地域医療課
副主査 渡部 裕貴
電話：024-521-7915
FAX：024-521-7926
e-mail：iryu@pref.fukushima.lg.jp